

第 6 次基本方針に係る事業量について

1. 基本方針（坑廃水処理）の事業量計上に係る判断基準（案）

【判断基準（案）】

特措法に規定する使用済特定施設を有する鉱山で、現在、坑廃水処理を実施している鉱山を対象とする。ただし、以下の i)～iii)は含まない。

i) 原水が全て排水基準を満たすもの

理由：法規制以上の処理を求めることはできないため。ただし算定の調査対象期間（前基本方針）中に一度でも基準を超えた事実があれば含むこととする。

ii) 利水点等管理の段階に完全に移行したもの

理由：鉱山における排水基準の管理ではなく、利水点等における管理を行うため。

iii) 使用済特定施設を有する稼行鉱山において、坑廃水処理を行っているもの

理由：使用済特定施設を有する稼行鉱山では、他の使用中の坑口からの坑廃水と一括で処理する等、鉱山保安法の規制により適切に対応されているため。

2. 6次基本方針の事業量等（鉱害防止工事）

		義務者不存在	義務者存在
鉱山数		19	32
特定施設数	坑道	2	13
	集積場	15	38
事業量	覆土	0.2ha	14.5ha
	植栽	0.2ha	54.1ha
	よう壁	226m	0m
	かん止堤	190m	108m
	排水路	710m	5,369m
	坑廃水処理 施設改修	4鉱山	15鉱山

3. 6次基本方針の事業量等（坑廃水処理）

		義務者不存在	義務者存在
鉱山数		23	51
排出量（万m ³ /年）		1,641	4,153
処理量 （トン/年）	カドミウム	0.2	3
	鉛	2	3
	砒素	19	2
	銅	22	111
	亜鉛	55	908
	鉄	2,346	3,214
	マンガン	75	1,313

【出典】鉱害防止事業者の情報を基に経済産業省作成（令和4年11月末時点）

【参考】パッシブトリートメントの導入事例

- N鉱山は、中国地方にある義務者存在の休止鉱山。
- 平成21年度までは中和剤を用いた中和処理を実施していたが、平成22年度以降は、**石灰石水路と人工湿地によるパッシブトリートメントでの処理**を実施中。（処理対象の水質項目はpHと鉄）
- 平成27年度に集積場の浸透水発生源対策工事を実施後、原水の水質はpH4.7、鉄0.8mg/L（5次期間平均）と安定している。なお、水量は日間平均50m³/日以下で排水基準（pH、鉄）の適用外である。
- 下流では、水田に利水しているが、これまで鉱害は発生していない。
- 今後も、パッシブトリートメントによる処理を継続していく。

【パッシブトリートメント施設】



石灰石水路と人工湿地

第6次基本方針対象休廃止鉱山位置図

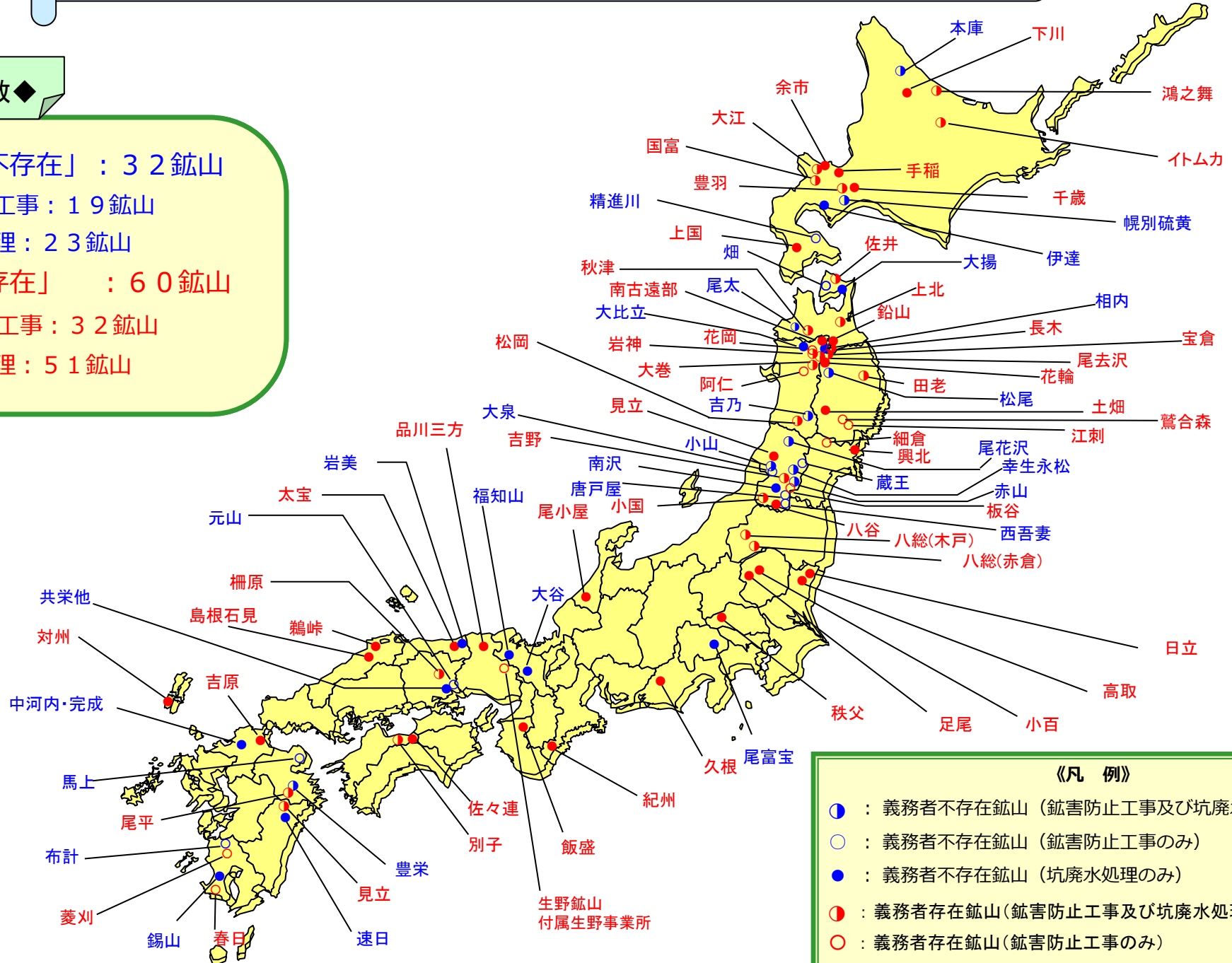
◆対象鉱山数◆

➤「義務者不存在」：32鉱山

- ・鉱害防止工事：19鉱山
- ・坑廃水处理：23鉱山

➤「義務者存在」：60鉱山

- ・鉱害防止工事：32鉱山
- ・坑廃水处理：51鉱山



《凡例》

- : 義務者不存在鉱山 (鉱害防止工事及び坑廃水处理実施)
- : 義務者不存在鉱山 (鉱害防止工事のみ)
- (点) : 義務者不存在鉱山 (坑廃水处理のみ)
- (点) (赤) : 義務者存在鉱山 (鉱害防止工事及び坑廃水处理実施)
- (赤) : 義務者存在鉱山 (鉱害防止工事のみ)
- (赤) (点) : 義務者存在鉱山 (坑廃水处理のみ)

【出典】鉱害防止事業者の情報を基に経済産業省作成 (令和4年11月末時点)